

契約金額が1万円未満で非課税物件にならないケース

番号	文書の種類	課税標準及び税率	非課税物件	
1	1. 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書	1. 契約金額の記載のある契約書 次に掲げる契約金額の区分に応じ、1通につき、次に掲げる税率とする。	1. 契約金額の記載のある契約書（課税物件表の適用に関する通則3イの規定が適用されることによりこの号に掲げる文書となるものを除く。）のうち、当該契約金額が1万円未満のもの	
		10万円以下のもの		200円
		10万円を超え50万円以下のもの		400円
		50万円を超え100万円以下のもの		1,000円
		100万円を超え500万円以下のもの		2,000円
		500万円を超え1,000万円以下のもの		1万円
		1,000万円を超え5,000万円以下のもの		2万円
		5,000万円を超え1億円以下のもの		6万円
		1億円を超え5億円以下のもの		10万円
		5億円を超え10億円以下のもの		20万円
		10億円を超え50億円以下のもの		40万円
		50億円を超えるもの		60万円
		2. 契約金額の記載のない契約書1通につき		200円
	2	請負に関する契約書		1. 契約金額の記載のある契約書 次に掲げる契約金額の区分に応じ、1通につき、次に掲げる税率とする。
100万円以下のもの			200円	
100万円を超え200万円以下のもの			400円	
200万円を超え300万円以下のもの			1,000円	
300万円を超え500万円以下のもの			2,000円	
500万円を超え1,000万円以下のもの			1万円	
1,000万円を超え5,000万円以下のもの			2万円	
5,000万円を超え1億円以下のもの			6万円	
1億円を超え5億円以下のもの			10万円	
5億円を超え10億円以下のもの			20万円	
10億円を超え50億円以下のもの			40万円	
50億円を超えるもの			60万円	
2. 契約金額の記載のない契約書1通につき			200円	

第1号の4文書
収集運搬契約

第2号文書
処分契約

除外規定（通則3イ）がある

つまり、

除外規定（通則3イ）に該当すると、契約金額が1万円未満でも、非課税物件ではない

除外規定（通則3イ）に該当すると・・・

収集運搬契約（第1号文書） 「10万円以下のもの」
処分契約（第2号文書） 「100万円以下のもの」

印紙税額は200円